

附属書九―A 国際慣習法

締約国は、「国際慣習法」全般及び特に第九・六条（待遇に関する最低基準）に規定する「国際慣習法」が、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の投資財産を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいう。

附属書九―B 収用

締約国は、次の1から3までの理解を共有していることを確認する。

1 締約国による一又は一連の行為は、投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害さない限り、収用を構成しない。

2 第九・八条（収用及び補償）1の規定は、二の事態を取り扱う。第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

3 第九・八条（収用及び補償）1の規定によって取り扱われる第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

(a) 締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i) 政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii) 政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度（注）

注 投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。

(iii) 政府の行為の性質

(b) 公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生（注）、公共の安全及び環境等）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

注 この(b)の規定の適用範囲を限定することなく、公衆の衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品（生物学的製品を含む。）、診断技術、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。

附属書九―C 土地に関する収用

- 1 第九・八条（収用及び補償）の規定に基づく義務にかかわらず、シンガポールが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用のいかなる措置も、適用可能な国内法令（注）及び補償の額に関する当該国内法令のその後の改正（当該改正が、投資家に対し、その収用された投資財産に関して、この協定が同国について効力を生ずる時点における適用可能な国内法令に定める補償の額の決定の方法よりも不利でない補償の額の決定の方法を定めるものである場合に限る。）に適合する目的のためのものでなければならず、かつ、当該国内法令及びその改正に適合する市場価格による補償の支払を伴うものでなければならぬ。

注 適用可能な国内法令とは、この協定がシンガポールについて効力を生ずる日における土地取得法（第百五十二章）をいう。

- 2 第九・八条（収用及び補償）の規定に基づく義務にかかわらず、ベトナムが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用のいかなる措置も、(i)適用可能な国内法令（注）に適合する目的のためのものでなければならず、かつ、(ii)適用可能な国内法令を確認した上で、市場価格に相当する補償の支

払を伴うものとする。

注 適用可能な国内法令とは、この協定がベトナムについて効力を生ずる日におけるベトナムの土地法（二十十三年）（第十三期国会の法律第四十五号）及び土地の価格を規制する政令（二十十四年）（政令第四十四号）をいう。

附属書九―D 第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による締約国への文書の送達

オーストラリア

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりオーストラリアに送達する。

外交貿易省

R・G・ケイシー・ビルディング

ジョン・マックイーウエン・クレセント

バートン ACT 〇二二一

オーストラリア

ブルネイ・ダルサラーム国

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりブルネイ・ダルサラーム国に送達する。

貿易担当次官

外務貿易省

ジャラン・スポック

バンドル・スリ・ブガワン BD 二七一〇

ブルネイ・ダルサラーム国

カナダ

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりカナダに送達する。

カナダ司法副長官室

ジャステイス・ビルディング

二三九 ウェリントン・ストリート

オタワ オンタリオ

K 一 A ○ H 八

カナダ

チリ

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりチリに送達する。

チリ共和国外務省法務局

テアテイノス 一八〇

サンティアゴ

チリ

日本国

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により日本国に送達する。

経済局

外務省

二一二一 霞が関 千代田区

東京都

日本国

マレーシア

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりマレーシアに送達する。

司法長官室

一六階 四五番 ペルシアラン・ペルダナ

プレシント 四

連邦政府行政センター

六二一〇〇 プトラジャヤ

マレーシア

メキシコ

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりメキシコに送達する。

国際貿易法律顧問局

経済省

アルフォンソ・レジエス 三〇番 一七階

コロニア・イポドロモ・コンデサ

デレガシオン・クアウテモツク

メキシコ市

郵便番号 〇六一四〇

ニュージーランド

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりニュージーランドに送達する。

次官

外務貿易省

一九五 ラムトン・キー

ウエリントン 六〇一一

ニュージーランド

ペルー

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりペルーに送達する。

国際経済・競争・生産性問題局

経済財政省

ヒロン・ランパ 二七七 五階

リマ ペルー

シンガポール

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への

交付によりシンガポールに送達する。

次官

貿易産業省

一〇〇 ハイ・ストリート 〇九一〇一番

シンガポール 一七九四三四

シンガポール

アメリカ合衆国

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりアメリカ合衆国に送達する。

総務課長

法律顧問部

国務省

ワシントン・D・C 二〇五二〇

アメリカ合衆国

ベトナム

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりベトナムに送達する。

局長

国際法局

法務省

六〇 チャンファー・ストリート

バーデイン・デイストリクト

ハノイ

ベトナム

附属書九―E (注) 移転

注 この附属書は、第九・九条（移転）の規定の対象となる移転及び第十・十二条（支払及び資金の移転）の規定の対象となる移転について適用する。

チリ

- 1 第九・九条（移転）の規定にかかわらず、チリは、チリ中央銀行が、通貨の安定性並びに対内支払及び対外支払の通常の運営を確保するため、チリ中央銀行組織法（法第一万八千八百四十号）、一般銀行法（法律の効力を有する千九百九十七年の政令第三号）及び証券市場法（法第一万八千四十五号）に適合する措置を維持し、又は採用する権利を留保する。当該措置には、特に、チリへの又はチリからの経常的な支払及び移転（資本移動）並びにこれらに関連する取引の規制又は制限の設定、例えば、外国からの又は外国への預金、投資又は信用が準備金の要件に服することを要求することを含む。
- 2 1の規定にかかわらず、チリ中央銀行が法第一万八千八百四十号第四十九条第二項の規定に従って適用することができる準備金の要件は、移転される金額の三十パーセントを超えるものであってはならず、ま

た、二年を超える期間課してはならない。

附属書九―F 政令法第六百号

チリ

1 この章に定める義務及び約束は、外国投資規程（政令法第六百号。以下この附属書において「政令法第六百号」という。）又は政令法第六百号を承継する法律及び外国資本投資基金法（法第一万八千六百五十七号）については、次の事項に関し、適用しない。

(a) チリ外国投資委員会又は同委員会を承継する機関が政令法第六百号（注）の規定に基づく投資に関する契約によって投資を行うための申請を受理し、又は拒否する権利並びに政令法第六百号及び法第一万八千六百五十七号の規定に基づく外国投資の条件を規制する権利

注 締約国の投資家又は対象投資財産による政令法第六百号の規定に基づく投資に関する契約の承認及び実施は、当該投資家又は当該対象投資財産のために、チリにおいて特定の活動に従事するいかなる権利も創設するものではない。

(b) 締約国の投資家の投資財産の全部若しくは一部の売却又は当該投資財産の一部若しくは全部の清算によって得られる収入のチリからの移転を次の(i)又は(ii)の期間の満了の時まで行うことができない旨の現

行の要求を維持する権利

(i) 政令法第六百号の規定に従って投資される投資財産の場合には、チリへの移転の日から一年を超えない期間

(ii) 法第一万八千六百五十七号の規定に従って投資される投資財産（注）の場合には、チリへの移転の日から五年を超えない期間

注 法第一万八千六百五十七号は、二千十四年五月一日に法第二万七百十二号によって廃止された。この(ii)の規定に基づいて行われる移転の要求は、二千十四年五月一日より前に法第一万八千六百五十七号に従って投資された投資財産については適用されない。のみ適用され、及び法第二万七百十二号に従って投資された投資財産については適用されない。

(c) この附属書の規定と矛盾しない範囲内で、チリにおける外国投資のための一般的な制度に加え、将来、投資に関する特別な任意の計画を作成する措置を採用する権利。ただし、当該措置により、他の締約国の投資家の投資財産の全部若しくは一部の売却又は当該投資財産の一部若しくは全部の清算によって得られる収入のチリからの移転を同国への移転の日から五年を超えない期間制限することができる。

2 1 (b)又は(c)の規定が第九・九条（移転）の例外について定める場合を除くほか、政令法第六百号の規定

に基づく投資に関する契約によって、法第一万八千六百五十七号の規定によって又は将来における投資に関する特別な任意の計画によって投資された投資財産は、この章に定める義務及び約束の対象となる。ただし、当該投資財産が第九章（投資）に規定する対象投資財産である場合に限る。

附属書九―G 公債

1 締約国は、締約国が発行する債務の購入が商業的な危険を伴うことを認める。締約国が発行する債務の不履行又は支払拒絶に関する第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (A) 又は (b) (i) (A) の規定による請求について、当該不履行又は支払拒絶が第A節の規定に基づく義務の違反（第九・八条（収用及び補償）の規定に基づく補償を伴わない収用を含む。）を構成することを立証する責任を申立人が果たさない限り、当該申立人にとって有利となる裁定が下されることはない。

2 締約国が発行した債務の再編が第A節の規定に基づく義務に違反する旨の請求は、当該再編が当該請求の付託の時点で交渉による債務の再編である場合又は当該請求の付託の後に交渉による債務の再編となる場合には、第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に付託されず、また、当該請求が既に付託された場合には、継続されない。ただし、当該請求が、当該再編が第九・四条（内国民待遇）又は第九・五条（最恵国待遇）の規定に違反する旨のものである場合を除く。

3 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 4 の規定にかかわらず、2 の規定に従うことを条件として、被申

立人が第九・十八条（協議及び交渉）2の規定による書面による協議の要請を受領した日から二百七十日が経過しない限り、他の締約国の投資家は、締約国が発行する債務の再編が第A節の規定（第九・四条（内国民待遇）及び第九・五条（最恵国待遇）の規定を除く。）に基づく義務に違反する旨の第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による請求を付託してはならない（注）。

注 2及びこの3の規定は、シンガポール又はアメリカ合衆国に対する第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づく請求については、適用しない。

附属書九―H

- 1 外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律（千九百七十五年）、外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する規則（千九百八十九年）、金融部門（株式保有）に関する法律（千九百九十八年）及びオーストラリア連邦財務大臣又はそれに代わって活動する閣僚による関連する閣僚声明から成るオーストラリアの外国投資政策に基づく決定であつて、外国投資の提案の承認の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 2 カナダ投資法（千九百八十五年の法令集第二十八章第一補遺）の規定に基づく審査の後のカナダによる決定であつて、審査の対象となる投資の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 3 附属書Iのメキシコの表の留保事項三の規定に基づく審査の後の国家外国投資委員会による決定であつて、審査の対象となる取得の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

4 ニュージールランドの海外投資法（二千五年）の規定に基づく事前の同意を必要とする海外投資取引に同意を与える旨又は同意を与えることを拒否する旨の同法律に基づく決定は、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

附属書九-I 適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度

第九・十二条（適合しない措置） 1(c)の規定にかかわらず、ベトナムについては、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間は、次のとおりとする。

- (a) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十条（特定措置の履行要求）及び第九・十一条（経営幹部及び取締役会）の規定は、第九・十二条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正（この協定がベトナムについて効力を生ずる日における当該措置と第九・四条、第九・五条、第九・十条及び第九・十一条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

- (b) ベトナムは、第九・十二条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させるものにより、他の締約国の投資家又は対象投資財産が具体的な行動（注）をとつた際に依拠した権利又は利益を当該投資家又は当該対象投資財産から撤回してはならない。

注 具体的な行動には、事業を設立し、又は拡張するための資源又は資本の供給並びに許可及び免許の申請を含む。

- (c) ベトナムは、第九・十二条（適合しない措置） 1 (a)に規定する適合しない措置の改正であって、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させることとなるものの詳細を、当該改正を行う少なくとも九十日前までに各締約国に提供する。

附属書九―J 請求の仲裁への付託

1 締約国の投資家は、当該投資家又は次の(b)に規定する企業が、それぞれ、チリ、メキシコ、ペルー又はベトナムの司法裁判所又は行政裁判所における手続において、第A節の規定に基づく義務の違反を主張した場合には、チリ、メキシコ、ペルー又はベトナムが同節の規定に基づく義務に違反した旨の請求であつて次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものを第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に付託することができない。

(a) 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1(a)の規定により自己のために仲裁に付託される請求

(b) 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1(b)の規定により当該投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している法人であるチリ、メキシコ、ペルー又はベトナムの企業のために仲裁に付託される請求

2 締約国の投資家がチリ、メキシコ、ペルー又はベトナムの司法裁判所又は行政裁判所に1に定める種類の請求を付託することを選択した場合には、その選択は、最終的かつ排他的なものであり、当該投資家は、その後は第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に請求を付託することができない。

い。

11110

附属書九―K 効力発生の後三年間における特定の請求の付託

マレーシア

マレーシアは、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間、対象投資財産との間の特定の契約額を下回る政府調達に関する契約に同国が違反した旨の請求の付託に同意しない。ただし、第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定により他の請求を仲裁に付託する申立人の権利を妨げるものではない。当該特定の契約額は、次のとおりとする。

- (a) 物品については、百五十万特別引出権
- (b) サービスについては、二百万特別引出権
- (c) 建設については、六千三百万特別引出権

附属書九―L 投資に関する合意

A 選択された国際的な仲裁条項を含む合意

1 締約国の投資家は、投資に関する合意が、当該投資に関する合意の違反について当該投資家が仲裁に付託することへの被申立人の同意を定めており、かつ、次のいずれにも適合する場合には、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)(i)(C)又は(b)(i)(C)の規定に従って当該投資に関する合意の違反についての請求を仲裁に付託することができない。

(a) 当該投資に関する合意の違反について、次のいずれかに請求を付託することができることを定めていること。

(i) ICSID条約及びICSIDの仲裁手続に関する手続規則による仲裁。ただし、被申立人及び投資家の締約国の双方がICSID条約の当事国である場合に限る。

(ii) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、被申立人又は投資家の締約国のいずれか一方のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

- (iii) UNCITRAL 仲裁規則による仲裁
- (iv) ICC 仲裁規則による仲裁
- (v) LCIA 仲裁規則による仲裁
- (b) ICSID 条約による仲裁でない場合においては、仲裁の法律上の場所が、次の要件を満たすものであること。
 - (i) ニューヨーク条約の当事国の領域内にあること。
 - (ii) 被申立人の領域外にあること。
- 2 第九・二十一条（各締約国の同意に関する条件及び制限） 2 (b) の規定にかかわらず、申立人が次のいずれかの請求を仲裁に付託する場合において、投資に関する合意が 1 に規定する基準を満たすときは、申立人の放棄に関する書面の提出は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）に規定する違反を構成する旨を主張する措置について、当該申立人が当該投資に関する合意による仲裁を開始し、又は継続する権利を妨げるものではない。
- (a) 被申立人が第 A 節に定める義務に違反した旨の第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (A) 又は (b)

- (i) (A)の規定による請求
 - (b) 被申立人が投資の許可に違反した旨の第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (B)又は(b) (i) (B)の規定による請求
- 3 いずれの紛争当事者も、申立人が次の要件を満たす場合には、併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の合意又は第九・二十八条（請求の併合） 2から10までに定める条件に従い、併合の命令を求めることができる。
- (a) 被申立人が第A節に定める義務に違反した旨の第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (A)若しくは(b) (i) (A)の規定による請求又は投資の許可に違反した旨の同条1 (a) (i) (B)若しくは(b) (i) (B)の規定による請求を仲裁に付託すること。
 - (b) (a)に規定する請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生ずる請求を、1に規定する基準を満たす投資に関する合意による仲裁に付託すること。

B ペルーと対象投資財産又は投資家との間の特定の合意（注）

注 この附属書がペルーが締結する合意のみを取り扱うという事実は、他の締約国の政府が締結する合意が第九・一条（定義）に規

定する「投資に関する合意」の定義を満たすかどうかに関する第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に従って設立される仲裁廷による決定に影響を及ぼすものではない。

1 ペルーは、政令第六百六十二号及び第七百五十七号に従い、「安定性に関する合意」と称する合意を対象投資財産又は他の締約国の投資家と締結することができる。

2 ペルーは、1に定める安定性に関する合意の一部として、当該合意の当事者である対象投資財産又は投資家に対して特定の利益を与える。当該利益には、通常、当該対象投資財産又は当該投資家について適用される既存の所得税制度を特定の期間中維持する約束が含まれる。

3 1に定める安定性に関する合意は、第九・一条（定義）に定義する「投資に関する合意」を構成する複数の文書の一を構成することができる（注）。この場合には、ペルーによる当該安定性の合意の違反は、投資に関する合意であつて当該安定性の合意がその一部であるものの違反を構成することができる。

注 第九・一条（定義）に定義する「投資に関する合意」を構成する複数の文書に関し、これらの文書のうち一又は二以上の文書は、その定義の(a)から(c)までのいずれかに規定する権利を当該対象投資財産又は当該投資家に付与するものでなければならぬ。安定性の合意は、それ自体が当該権利を付与する文書でない場合であっても、「投資に関する合意」を構成する複数の文書

の一を構成することができる。

4 ペルーによる安定性の合意の違反は、当該安定性の合意が、第九・一条（定義）に定義する「投資に関する合意」を構成する複数の文書の一を構成しない場合には、投資に関する合意の違反を構成しない。

C 仲裁に対するメキシコの同意に関する制限

1 メキシコは、関連する当局の行為（注）に関し、申立人が請求を仲裁に付託することが次に掲げる法律に適合しない場合には、第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (C) 又は (b) (i) (C) の規定に従って当該請求を仲裁に付託することに同意しない。ただし、申立人が同条の規定に従って他の請求を付託する権利を妨げるものではない。

注 「当局の行為」には、不作為を含む。

- (a) 炭化水素法第二十条及び第二十一条
- (b) 公共事業及び関連サービスに関する法律第九十八条第二項
- (c) 官民連携法第三百三十九条第三項
- (d) 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第八十条

(e) 港湾法第三条第二項

(f) 空港法第三条第二項

(g) 鉄道サービスの規制に関する法律第四条第二項

(h) 航海及び海上通商に関する法律第二百六十四条第二項

(i) 民間航空法第三条第二項

(j) メキシコ合衆国憲法第二十八条第二十項第七号及び連邦電気通信放送法第三百十二条

ただし、(a)から(i)までの規定は、投資に関する合意を否認し、又は当該投資に関する合意に違反するため
の偽装された手段として適用されてはならない。

2 1に定めるメキシコの同意に関する制限は、この協定がメキシコについて効力を生じた後に、請求の仲
裁への付託が認められるように1に掲げる法律の規定が改正される場合には、当該法律については、適用
しない(注)。

注 1に掲げる法律の規定がこの2の規定に適合して改正される場合には、当該法律の規定のその後の改正は、1の規定を再度適
用できるように設定することができない。

D 定義の(c)の規定に基づくカナダの特定の機関

カナダについて、中央政府の当局には、金融行政法（千九百八十五年の法令集第F-十一章）の表三に掲げる機関又は港湾若しくは橋に関する当局であつて、「投資に関する合意」の定義の(c)に定める投資に関する合意を締結したものを含む。ただし、同国政府が、当該機関又は当該当局が当該投資に関する合意に基づく義務を履行するに当たり、当該機関又は当該当局の運営又は活動を日常的に指揮し、又は管理している場合に限る。